

# 埼玉県介護支援専門員協会機関誌

第 5 号

〈発行〉埼玉県介護支援専門員協会 〈事務局〉さいたま市浦和仲町 2-13-8 ほまれ会館 3F

## 巻 頭 言

埼玉県介護支援専門員協会  
会長 長谷川 佳和

会員の皆様におかれましては、日ごろより当協会に対しまして、多大なるご協力をいただき、心より御礼申し上げます。協会機関紙第五号発刊にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

第5回目の介護支援専門員実務者試験の発表がありまして、埼玉県での今回の合格率は33%(詳細は後述)でした。私も試験の解答を試みましたが、今回はより実務に近い内容の出題が多かったように思いました。しかし本年もまた、1000人を越える方々が新たに介護支援専門員としての第一歩を踏み出すこととなりまして、協会としてもより充実した支援体制を組むべく検討を重ねております。

昨年来、協会としましては埼玉県介護保険課をはじめ関係諸団体と連携を組み様々な活動をしてまいりました。以下にご紹介いたします。

まず、6月に埼玉県医師会を发起人として、埼玉県介護保険関係団体連絡協議会が発足されました。当協会も賛同団体として協議会の3部会(企画運営専門部会・サービス事業者専門部会・介護支援専門員の支援専門部会)に参加しております。現在の所設立総会を除く2回の会議が開催されました。特に介護支援専門員の支援専門部会では具体的な支援策が検討されております。

また、9月には埼玉県知事に介護支援専門員の報酬についての要望書を提出し受理されました。内容は別頁に記載いたします。介護支援専門員の実務に沿った改定がなされるようお願いいたしましたが、欲を言わせてもらえるならば、インテーク時(初期)の加算を是非ともお願いいたしたかったところであります。

10月には埼玉県建築士会と共催で住宅改修の相談会を開催いたしました。様々な方が相談に来られて、住宅改修の必要性を間近に感じました。

11月には日本ケアマネジメント学会・NPO法人神奈川介護支援専門員協会主催の研修大会に参加い

たしました。ここで、一都六県の各協議会・協会の会長が会し今後の関東介護支援専門員連絡協議会(仮称)の結成について話し合わせ、現在協議が進んでおります。将来的には全国の会の結成に繋がるもので各会も積極的に準備していくということで合意を得られました。

以上で大きなところの動きをご紹介いたしました。直近の協会の活動として、1月より埼玉県社会福祉協議会と連携して介護支援専門員相談窓口通称「はろーケアマネ」を開始いたしました。これは日頃お困りのことなどを相談できる体制を組み現場の方々の支援をさせていただくという趣旨であります。具体的には各市町村に通知が届いていると思いますので、どうぞご活用ください。

また、大きな課題としては、協会の法人格の取得を検討しております。

今後の活動に際しましては任意団体格では制限があり、認知度としてもかなり困難を感じているところです。協会の一段上の発展を考え、なるべく早うちに法人格化して、より皆様のためになる協会といたしたいと考えております。

本年も様々な研修等を企画しているところで、多くの皆様のお役に立てるよう全力で努力して参る所存です。会員諸氏のご協力ご参加を切にお願いいたしますと存じ上げます。



## 協会活動報告

### H14年度理事会

日時	内容
第 8回 14.4.10	第 2 回定期総会について、事務局移転の承認及び決裁事項について
第 9回 14.5.22	第 2 回定期総会の準備課題、事務局機能の強化について
第10回 14.7.23	第 2 回定期総会のふりかえり、県協会の当面の課題について、日本ケアマネ学会への対応、県介護保険関係団体連絡協議会への委員の派遣
第11回 14.9.18	介護支援専門員受験対策研修会について、調査報告書の配布について
第12回 14.11.16	支部づくり・組織化の課題、役員選挙の方法及び次期役員候補者、第3回定期総会の開催予定、総会同時開催企画について

### H14年度三役会議

日時	内容
第10回 14.5.14	県社協からの依頼（スーパーバイザーを養成する事業の協力）、第 2 回定期総会開催の準備課題について、事務局機能の強化について
第11回 14.6.18	第 2 回定期総会のふりかえり、県社協からの要請事項について
第12回 14.7.9	県社協からの要請事項について、支部づくりの考え方、次期理事の選出の考え方、規定
第13回 14.8.5	介護支援専門員個々の要望に応える課題（県議会への請願）、支部づくり・組織化の課題、県社協からの要請事項、次期役員の選出について
第14回 14.10.9	支部づくり・組織化の課題、県社協他からの要請事項、役員選挙の方法及び次期役員候補者について
第15回 14.11.12	支部づくり・組織化の課題、役員選挙の方法及び次期役員候補者、第 3 回定期総会の開催予定、総会同時開催企画について
第16回 14.12.11	支部づくり・組織化の課題、役員選挙の方法及び次期役員候補者、第 3 回定期総会の開催予定、総会同時開催企画について

## 調査研究部 活動報告

### 調査研究部部长 千葉 道子

昨年は「介護支援専門員の実務・勤務実態に関するアンケート調査結果」の集計・分析に始まり、その報告書の作成に力を注ぎました。6月1日に行なわれた当協会第2回定期総会においては、調査結果の概略を発表いたしました。また、報告書は協会会員全員に発送し、県・市町村等関係機関にも配布いたしました。調査及び報告書作成にご協力・ご指導いただいた埼玉県立大学社会福祉学科宮武教授により、雑誌「COMMUNITY CARE」2002・11にその一部が掲載されました。

現在は、当協会として今後取り組むべき調査研究のテーマの検討と、来る5月24日当協会「第3回定期総会」に同時開催される「第1回埼玉県介護支援専門員研究大会」の準備をしております。研究大会は日頃のご苦労ご活躍の様子を表現する機会です。仲間の「刺激剤」・「勇気付け」になるような演題を期待しております。募集要項が同封されております。奮って応募してください。

一緒に活動して下さる部員も募集しております。協力いただける方は是非事務局にご連絡ください。心よりお待ちしております。

## 研修部 活動報告

### 研修部部长 池田 俊司

今年度は実務に役立つオリジナル研修やケアマネ業務支援体制の強化を課題に、活動中です。

#### ●新人ケアマネのための基礎セミナー（14年7月）

1日で講義5本という過密日程にもかかわらず定員を遙かに上回るご応募がありました。「通り一遍の話でなく実務を熟知した内容で説得力が違った」「やる気を分けてもらった」と大好評でした。

#### ●ケアマネ試験直前必勝セミナー（14年10月）

これまた定員を遙かに上回るお申し込みがありました。講義は「〇〇〇〇のセミナーよりずっとわかりやすい」「ぜひ、もっと早くやってほしかった」と超人気。試験の後には「講義のおかげで問題が解けた、感謝！」とのお

はがきが届き協会の面目を施しました。

このほかにも、中堅・上級者向けセミナーとして、3月には住環境整備講座を埼玉県理学療法士会様と共催で実施予定です。また、中級以上者向けケアプラン作成講座も企画中です。

まだまだ、質・量ともに会員の皆様のご期待に添う活動を提供できる体制には至っていませんが、県社協さんに開設されたケアマネ相談窓口「はろーケアマネ」には相談員として現在、協会員を約20名派遣するなど、ケアマネ支援体制を順次強化中です。会員の皆様のご協力をお願いいたします。

## 事業部 事業報告

### 事業部部长 石原 雅哉

本年度の事業部は計画に基づき会員並びに介護支援専門員、利用者に役立つ情報提供をすすめることを目的として平成13年11月に立ち上げたホームページの充実を図ってきました。1月30日現在、アクセス数4120件、「ケアマネなんでも相談室」に寄せられた相談は19件、相談への返答・ご意見が37件、「皆さんの掲示板」には62件の書込みがあります。全国規模の介護保険関係の掲示板などと比べると少ない数字ではありますが、確実に皆さんの中に浸透していきつつあることを実感しています。

また、「最新情報」では週に1回を目指して、介護保険・ケアマネ関係のニュースを全国規模で検索し、役立つ情報を掲載するようにしています。一方で「文献紹介」や「介護支援専門員を目指す方へ」では思うように情報が集まらず、更新していないのが現状です。情報収集力アップが今後の課題の1つであると同時に、この場をお借りして会員の皆様などから広くそれらの情報をお寄せいただきたくお願い致します。

また、その他の課題としてはインターネットを利用できる環境にない会員の皆様への情報提供やご意見をお寄せいただく方法について、他部・委員会と協同行う事業についてさらに議論を重ね、より充実かつ安定した情報提供ができるよう努力したいと考えております。

# \*\*\*\*\* 埼玉県 の 情 勢 \*\*\*\*\*

## 平成14年度受験者の状況

### (1) 概況

受験者数：3587人

合格者数：1181人（全国 29,505人）

合格率：33.01%

埼玉県内介護支援専門員数 9,160名

### (2) 職業別合格者数

職種	人数(人)	比率(%)
医師	4	0.34
歯科医師	3	0.25
薬剤師	43	3.64
保健師	34	2.89
助産師	5	0.42
看護師	331	28.03
准看護師	87	7.37
理学療法士	8	0.68
作業療法士	3	0.25
社会福祉士	61	5.17
介護福祉士	393	33.28
視能訓練士	0	0.00
義肢装具士	0	0.00
歯科衛生士	38	3.22
言語聴覚士	4	0.34
あん摩マッサージ指圧師	8	0.68
はり師	8	0.68
きゅう師	0	0.00
柔道整復師	21	1.78
栄養士（管理栄養士を含む）	25	2.12
精神保健福祉士	8	0.68
相談援助業務従事者	65	5.50
介護等業務従事者	32	2.71
計	1,181	100.0

## 介護支援専門員の養成状況

	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)	実務研修 修了者(人)
10年度	6,501	2,880	44.3	2,801
11年度	5,331	2,070	38.8	2,089
12年度	4,885	1,594	32.6	1,586
13年度	3,890	1,435	36.8	1,455
計	20,607	7,979	38.7	7,931
14年度	3,578	1,181	33.0	

## 要介護認定者数(人)

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
14年10月末	11,125	28,620	22,746	16,275	16,033	13,571	108,370
構成比(%)	10.3	26.4	21.0	15.0	14.8	12.5	100.0
13年3月末	6,102	13,506	11,929	10,231	11,700	9,220	62,688
増減	5,023	15,114	10,817	6,044	4,333	4,351	45,682

## 居宅サービス受給者(人)

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
14年10月末	6,286	18,599	14,493	9,229	6,714	5,014	60,335
構成比(%)	10.4	30.8	24.0	15.3	11.2	8.3	100.0
13年3月末	3,198	6,305	4,959	3,599	3,270	2,571	23,902
増減	3,088	12,294	9,534	5,630	3,444	2,443	36,433

## 施設サービス受給者数(人)

区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
14年10月末	10,220	7,745	2,951	20,896
構成比(%)	48.8	37.1	14.1	100.0
13年3月末	7,396	5,593	1,121	14,110
増減	2,804	2,152	1,830	6,786

## 介護保険サービス提供事業者指定状況

	居宅介護 支援施設	居宅サー ビス事業	介護保健施設				合計
			介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 保健施設	小計	
14年12月 1日現在	932	11,300	176施設 10,894床	90施設 8,785床	74施設 4,254床	340施設 23,933床	12,572
14年4月 1日時点	691	9,102	165施設 9,904床	77施設 7,342床	68施設 3,063床	310施設 20,309床	10,103
比較増減	241	2,198	11施設 990床	13施設 1,443床	6施設 1,191床	30施設 3,624床	2,469

**介護支援分野** ⇒ 例年に比べて、問題慣れもあったため解き易い問題が多い様でした。

**保険・医療・サービス分野** ⇒ より現場に即した問題が多く、現場経験が、無い方にとっては、より詳細な内容を問う問題が多々見られました。

**福祉サービス分野**

平成15年1月20日に開催されました第18回社会保障審議会介護給付費分科会議の結果以下のように介護報酬の改定が立案されました。ここでは居宅介護支援の内容をご紹介します。

### 平成15年度介護報酬見直し案の概要

## 第18回社会保障審議会介護給付費分科会議事次第より

### [基本的考え方]

- 平成15年度介護報酬見直しは、第二期介護保険事業計画期間の介護サービスの増大及びこれに伴う保険財政への影響が大きいことや、近年の賃金・物価の下落傾向、介護保険施行後の介護事業者の経営実態を踏まえ、保険料の上昇幅を出来る限り抑制する方向で、△2.3%（在宅0.1%、施設△4.0%）の改定を行う。
- 今回の見直しにおいては、限られた財源を有効に活用するため、当初の設定が実態に即して合理的であったかどうかの検討を踏まえながら、効率化・適正化と並行して、制度創設の理念と今後の介護のあるべき姿の実現に向けて、必要なものに重点化する。
- 具体的には、在宅重視と自立支援の観点から、要介護状態になることや要介護度の上昇を予防し、要介護度の軽減を図るとともに、要介護状態になっても、できる限り自立した在宅生活を継続することができるよう、所要の見直しを行う。また、いったん施設に入所した場合でも在宅生活に近い形で生活し、将来的には、できる限り在宅に復帰できるよう、所要の見直しを行う。
- また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かく満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

### [主な見直しの内容]

- 自立支援の観点に立った居宅介護支援（ケアマネジメント）の確立

#### 1 利用者の要介護度による評価の廃止

居宅介護支援（ケアマネジメント）の業務の実態等を踏まえ、利用者の要介護度による評価を廃止し、居宅介護支援の評価を充実。

要支援	650単位/月		
要介護1・2	720単位/月	→	850単位/月
要介護3・4・5	840単位/月		

#### 2 質の高い居宅介護支援の評価

居宅介護支援の質の向上を図る観点から、居宅介護支援の体制や居宅サービス計画（ケアプラン）に応じた評価の見直しを行う。

- 1) 4以上の種類の居宅サービスを定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する場合の加算を導入。

(新設)                      →                      100単位/月

- 2) 一定の要件を満たさない場合に所定単位数の70%を算定する仕組みを導入。

＞一定の要件

イ: 居宅サービス計画を利用者に交付すること。

ロ: 特段の事情がない限り、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、かつ、少なくとも3月に1回、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録すること。

ハ: 要介護認定や要介護認定の変更があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求めること。

- 3) 1単位の単価に係る地域差（訪問介護等と同様）を導入。

## 居宅介護支援に係る介護報酬の改善に関する要望書

埼玉県知事 土屋義彦 殿

埼玉県介護支援専門員協会  
会長 長谷川 佳和

### 【要望事項】

介護保険制度における居宅介護支援事業の安定化をはかるため、居宅介護支援にかかる介護給付費を1件あたり15,000円以上に引き上げることを、埼玉県として国、厚生労働省に要望していただくこと

### 【要望趣旨】

今年5月13日付新聞各紙に「介護報酬、在宅引き上げへー来春初改定厚労省検討ー採算性を考慮」等の記事が1面等に掲載されました。その記事の中で、厚生労働省の調べによると、介護サービス提供事業者の経営概況として、居宅介護支援事業が「赤字」であることが紹介されています。

現在、居宅介護支援事業所における利用者1件当たりの平均的な事業収入は、概ね7500円程度となっています。すなわち、一人の利用者に対して様々な相談・助言、在宅ケアに関するアセスメントやケアプランの作成・修正、またサービス事業者の紹介、連絡調整等、1ヶ月間多様なサービスを行っても、訪問看護サービスの1時間以内8,300円にも満たない状況です。そして、厚生労働省令による居宅介護支援事業の運営基準では、介護支援専門員一人当たりの利用者を50名までと定めており、介護支援専門員一人当たりの事業収入は、利用者50名へのサービス提供に対して1ヶ月375,000円程度にしかなりません。このように、居宅介護支援事業の「赤字」の原因が、介護支援専門員の複雑で多様な業務実態に見合わない低すぎる介護報酬にあることは明らかです。

また、低い介護報酬は、居宅介護支援事業の安定的な発展を阻害し、指定事業者の「撤退」や労働条件の低下による介護支援専門員の退職等をまねき、その結果として一人の介護支援専門員への利用者の過剰な集中、また利用者の要望への細かな配慮の欠

落などを一部にもたらしめています。

介護支援専門員の仕事は、要介護高齢者や家族を支援し、そのかかえている生活上の問題を個別的に解決するために、アセスメントを行いケアプランを立案する、まさに介護保険制度の要となる仕事です。そして、介護支援専門員には、要介護高齢者の人権を守り、介護保険制度の健全な発展に資することが強く求められています。そして、介護支援専門員がその役割を果たすためには、居宅介護支援事業の自立性を確保し、事業の安定的な発展を保障することが必要であり、低すぎる介護報酬の引き上げは必要不可欠となります。このように、居宅介護支援事業に係る介護報酬の改善は、要介護高齢者やその家族はもとより、多くの県民の福祉の向上、並びに介護保険制度の安定化のために、欠くことのできない重要な課題であると私たちは考えております。

以上の立場から、上記の要望事項をご検討いただき、埼玉県として国、厚生労働省に対して要望していただきますことを、県内の介護支援専門員を代表し、ここに要望いたします。

## 埼玉県ケアマネ支援相談窓口

# はろー ケアマネ

## ご案内

介護保険制度の要である  
介護支援専門員（ケアマネ  
ジャー）の活動について、  
基幹在宅介護支援センター  
に配置されるケアマネジメ  
ントリーダーや居宅介護支  
援事業所の介護支援専門員  
からの相談に応じます。

### 相談窓口

埼玉県社会福祉協議会 研修課  
（彩の国すこやかプラザ内）

- ◆ 相談日 毎週水・土曜日
- ◆ 時 間 午前9時～午後4時
- ◆ 住 所 さいたま市針ヶ谷4-2-65
- ◆ 電 話 048-824-3111（専用）
- ◆ F A X 048-825-9185
- ◆ E-mail hello-cm@fukushi-saitama.or.jp

## 県主催の講習会のご報告

- ※ 埼玉県彩光苑介護実習・普及センター（住宅改修のケアマネジメント） 講師 長谷川会長
- ※ 平成14年度埼玉県福祉用具・住宅改修アドバイザー養成研修  
（ケアマネジメントと福祉用具・住宅改修） 講師 長谷川会長
- ※ 平成14年度介護支援専門員実務研修カリキュラム

平成15年度4月より施設系サービスにおいても介護支援専門員が、必置となる為埼玉県では、介護支援専門員実務研修カリキュラムを2期に分けて実施する事になりました。

### ∈第1期の概要

第1期では、①介護保険施設に勤務し3月までに介護支援専門員の資格を取得する必要がある方、②介護支援専門員の資格取得を条件に既に採用されている方、③4月から介護支援専門員として勤務する方を優先し、概ね450人から500人を目標に養成を行う。

第2期の希望者に比べ、資格取得の必要性が高い受講者が多いと見込まれることから、より実践的な内容を求められる可能性が高い。

講師 長谷川会長

## 全国の都道府県介護支援専門員関係組織

団体名	郵便番号	住 所	電 話
北海道ケアマネージャー連絡協議会	060-0002	北海道札幌市中央区北二条西7-1 北海道社会福祉協議会 北海道在宅介護支援センター協議会内	011-241-30976
青森県介護支援専門員協会	030-0801	青森県青森市新町2-8-21 青森県医師会内	017-723-1911
岩手県介護支援専門員協会	020-0134	岩手県盛岡市南青山町13-30 青山和敬荘内	019-648-1411
宮城県ケアマネージャー協会	981-8551	宮城県仙台市青葉区国見6-45-16 東北文化学園専門学校内	022-233-8163
秋田県介護支援専門員連絡協議会	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉協議会内	018-864-2711
山形県介護支援専門員協議会	990-2432	山形県山形市荒樋町18-9 山形県医師会内	023-631-4350
福島県介護支援専門員協議会設立準備室	960-8670	福島県福島市杉妻2-16	024-521-7746
茨城県ケアマネージャー連絡協議会	310-0852	茨城県水戸市笠原町489 茨城県医師会内	029-241-8446
とちぎケアマネージャー協会	320-8501	栃木県宇都宮市鳩田1-1-20 栃木県庁高齢対策課介護保険班内	028-623-3037
群馬県介護支援専門員連絡協議会	371-8525	群馬県前橋市新前橋13-12 群馬県社会福祉総合センター6F 群馬県福祉マンパワーセンター内	027-255-6035
埼玉県介護支援専門員協会	336-0007	埼玉県さいたま市仲町2-13-8 ほまれ会館3F	048-835-4343
千葉県介護支援専門員協議会	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティーセンター地下1F	043-204-3631
東京都介護支援専門員研究協議会	163-8001	東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁福祉局保険部介護保健課調整担当内	03-5320-4279
NPO法人神奈川介護支援専門員協会	231-0033	神奈川県横浜市中区長者町5-48-1 三丸長者町ビル社団法人かながわ福祉サービス振興会内	045-243-0284
新潟県介護支援専門員連絡協議会	950-8581	新潟県新潟市医学町通2-13 新潟県医師会内	025-223-6381
富山県居宅介護支援事業者連絡協議会	939-8075	富山県富山市今泉514敬寿苑在宅介護支援センター内	076-493-9111
石川県介護支援専門員連絡協議会	920-0964	石川県金沢市本多町3-1-10石川県社会福祉協議会内	076-224-1212
福井県介護支援専門員連絡協議会	910-0859	福井県福井市日之出3-9-8 加藤医院内	0776-22-0660
山梨県介護支援専門員連絡協議会	400-0505	山梨県南巨摩郡増穂町長澤1942-1 増穂町社会福祉協議会内(小池事務局長)	0556-22-8911
長野県介護支援事業者協議会	386-1298	長野県上田市下之郷658-1 長野大学社会福祉演習・実習室内	0268-39-0087
岐阜県居宅介護支援事業者協議会	500-8367	岐阜県岐阜市宇佐南4-20-14 (株)新生メディカル総務部内	058-278-6070
静岡県介護支援専門員連絡協議会	420-8601	静岡県静岡市追手町9-6 静岡県庁健康福祉部長寿健康総室介護保険室内	054-221-2312
愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会	460-0008	愛知県名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8F(財)愛知県シルバーサービス振興会内	052-223-6621
三重県介護支援事業者連絡協議会	515-0081	三重県松阪市本町2175-2 松阪地方介護広域連合会	0598-25-2085
滋賀県介護支援専門員連絡協議会	525-0072	滋賀県草津市笠山7-8-138 滋賀県社会福祉協議会内	077-567-4550
京都府介護支援専門員協議会	604-0874	京都府京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 京都府立社会福祉会館7F	075-254-3970
大阪府介護支援専門員協会	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6762-2660
兵庫県介護支援専門員協会	651-0062	兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-23 兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所内	078-262-5241
奈良県介護支援専門員協会	631-0804	奈良県奈良市神功4-25-9 (福)ならのは内	0742-70-3100
和歌山県介護支援専門員協会	649-6213	和歌山県那賀郡岩出町西国分668 社会福祉法人皆楽園内	0736-63-0250
鳥取県介護支援事業者連絡協議会	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6336
島根県介護支援事業者連絡協議会	690-0815	島根県松江市西持田町362-42 周藤会長宅	0852-55-2144
岡山県介護支援事業者連絡協議会	700-0813	岡山県岡山市石岡町2-1 岡山県社会福祉協議会・福祉人材センター内	086-233-7311
広島県介護支援事業者連絡協議会	733-8540	広島県広島市西区観音本町1-1-1 広島県医師会館内	082-232-7311
山口県介護支援事業者連絡協議会	751-0823	山口県下関市貴船町3-4-1 下関市社会福祉センター内	0832-28-3450
徳島県介護支援専門員協会	771-1705	徳島県阿波郡阿波町字北整理1-1 社会福祉法人蓬萊会内	088-669-3001
香川県介護支援専門員協議会	769-1602	香川県三豊郡豊浜町和田浜1544-1 豊浜町社会福祉協議会内	0875-52-1212
愛媛県介護支援専門員関係団体連合会	790-8585	愛媛県松山市三番町4-5-3 愛媛県医師会館内	089-943-7582
佐賀県介護支援専門員協議会	849-0924	佐賀県佐賀市新中町2-15 佐賀県医師会館内	0952-36-9368
熊本県介護支援専門員連絡協議会	860-0806	熊本県熊本市花畑町1-13 熊本県医師会館内	096-354-3838
大分県介護支援専門員連絡協議会	879-0467	大分県宇佐市山本1658 指定居宅介護事業所清流荘内	0978-34-0006
宮崎県介護支援専門員連絡協議会	880-8515	宮崎県宮崎市原町2-22 宮崎県社会福祉協議会内	0985-22-3145
鹿児島県介護支援専門員協議会	890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県庁保健福祉部介護国保課内	099-286-2676
沖縄県介護支援専門員連絡会	904-0196	沖縄県中頭郡北谷町字桑江399-1 ちゅうざん病院(江頭会長)	098-936-5831



## 平成13、14年度入金未納の方にお知らせ

平成13年度に申込み頂き、平成13・14年度の入金未納の方で、3月31日までに入金の無い方については退会扱いとなりますのでご了承下さい。

### 振込先

あさひ銀行 与野支店  
店番 335  
普通口座 4108734  
口座名義人 埼玉県介護支援専門員協会  
長谷川佳和 (ハセガワヨシカズ)

## 埼玉県介護支援専門員協会第三回定期総会 について

埼玉県介護支援専門員協会第三回定期総会の日程等が決まりました。

日時、平成15年5月24日（土曜日）13:00より17:00まで終了後、懇親会を予定しております。

場所 県民健康センター 大ホール  
内容 定期総会  
学術発表会 詳細は別に記載  
基調講演会 講師、国際医療福祉大学教授  
高橋泰氏（予定）

以上です。

総会資料については4月に会員全員に送付いたします。

## 事務局だより

### 事務局長代理 池田純子

事務局部員の小川さん、白戸さんと女性三人みな介護保険制度に関わる仕事をしながら、協会活動をしています。組織の力は、約1400名（内13年、14年度会費未納者約300名）です。皆さんの会費納入があって成り立っています。楽しく支えあえる活動を展開する上で宜しくお願いします。

### 事務局員 白戸江美子

先日、美容院へ行った時の事。私がしたい髪型に的確なアセスメントと納得のいくアドバイスをくれた若い美容師さんにケアマネの仕事をごまかせ、痛く感動してしまいました。ヒントは色々な所にあるものですね。

### 事務局員 小川裕子

平成14年4月より事務局におりますが、事務局の方へ色々ご相談・不安・問題等聞く事があります。協会でもお力になれる様努力して行きたいと思っております。宜しくお願いします。

ポットやカラーボックスなど不要品がありましたら事務局にお譲り下さい。宜しくお願いします。

## 編集後記

発行が遅れましたことをお詫びいたします。事務局では、機関誌の親しみやすい名前を募集しています。

## 埼玉県介護支援専門員協会事務局

〒336-0007 さいたま市浦和仲町2-13-8ほまれ会館3F  
TEL 048-835-4343 FAX 048-835-4344  
Home page <http://www.saitama-cm.com/>  
E-mail [s-shien@palette.plala.or.jp](mailto:s-shien@palette.plala.or.jp)

## 賛助会員広告募集

無料広告を掲載致します。

次号の会誌より広告を募集掲載することになりました。主に本協会の賛助会員を対象としての下記要項となります。

1. サイズは版面（A4サイズ）を基準とする。1/8（77mm×64mm）
2. 広告掲載を希望する団体、企業は広告原稿に申込書を添付する。
3. 広告原稿は WORD・一太郎にて作成したファイルを、原則FD、CDR メールにての受付といたします。
4. 原稿内容によっては掲載をご遠慮いただくことがあります。
5. カラー印刷は現在取り扱っていません。

協会事務局 小川・白戸

E-mail [s-shien@palette.plala.or.jp](mailto:s-shien@palette.plala.or.jp)